

農民一揆後の「付ケ火」と近代移行期の地域秩序

——熊本県阿蘇郡を事例に——

今 村 直 樹

はじめに

明治十（一八七七）年の二月下旬から三月初旬にかけて、熊本県阿蘇郡では大規模な農民一揆（阿蘇一揆）がおこった。本稿では、阿蘇一揆の終息直後の地域社会の状況とともに、そこで横行した「付ケ火」の性格を明らかにする。そして、一揆という運動を経た近代移行期における地域秩序の展開過程を、地域住民の動向に注目しながら考察していく。

本稿は、一揆後の地域社会のあり方を中心に論じる。それは、一揆・騒動などの発生で村・地域社会の秩序は転倒し、その構成員たちも加害側・被害側へと分裂してしまうが、一揆などの民衆運動が終息した後、一旦破たんした秩序はどのように回復・再編されていくのか、言い換えれば、非日常から日常への復帰過程を

具体的に明らかにしたい、という問題意識に支えられている。こうした観点は、一揆の前後で「連続」した地域社会像を描き出す上で不可欠なものであるが、これまで膨大な蓄積を有する人民闘争史・民衆運動史研究、あるいは近年の百姓一揆や一揆型の運動後を扱った研究でも、ほとんど意識されてこなかったと思われる。

例えば、幕末農村社会の「豪農」と「半プロレタリア」の対立関係を重視し、後者が担い手となった世直し騒動に「人民革命」としての歴史的意義を見出した、一九六〇年代後半から七〇年代にかけて佐々木潤之介らの「世直し状況論」は、時代を変革する主体を、一揆・騒動といった運動の担い手に求める階級闘争史観に貫かれていた^①。しかし、かかる史観に立脚すれば、一揆などの運動自体には大きな視線が注がれるものの、その運動が終息、あるいは「敗北」した後に関しては、必然的に研究者の関心の外に

追いやられてしまう。周知のとおり、一九八〇年代以降の百姓一揆研究は、社会史の影響も受けつつ、一揆を支える正統性の観念・一揆勢のいでたち・得物・鳴り物などへの注目が集まり、人民闘争史から民衆運動史研究へと研究の視座は変化した。^②近年では、百姓一揆や一揆型の運動後に論及した研究成果も、いくつか見られるようになった。しかし、百姓一揆後を扱った研究は、一揆後の地域社会における義民顕彰や、自由民権運動と義民との関係論などに偏重しており、後述する一揆型の運動後に関しても未だ専門研究は行われておらず、前述した論者の問題意識を満足させるものでは決してない。

さて、本稿で分析対象とする地域社会は、明治十年に打ちこわしをともしなう農民一揆がおこった、熊本県阿蘇郡の阿蘇谷地域（とくに坂梨町・宮地町）である。熊本県では同年の二～三月に、西南戦争の影響で県の地方行政機構が崩壊し、県内各地で大規模な農民一揆が発生した。阿蘇一揆もそのひとつであり、水野公寿の実証研究^④が存在する。水野は、一揆後の阿蘇谷地域での不安定な社会状況（放火の多発）にもふれているが、一揆後の社会状況に関する本格的な検討はおこなわれていない。

阿蘇一揆が位置する近世近代移行期の民衆運動に関しては、安丸良夫による整理がある。安丸によると、慶応二年（一八六六）

から明治十年までの期間は、一揆・打ちこわし型の運動が件数・規模・闘争形態でピークを迎えるが、明治政府の厳しい弾圧で明治十年を境に一揆型の運動は不可能になったという。^⑥一揆型の運動後について考察した専門研究はみられないが、関連した研究には以下のものがあげられる。

大石嘉一郎は、福島県を分析対象とした、維新时期から明治地方自治制までの地方制度の展開を自由民権運動への対応を軸に論じた研究で、維新时期の直直し一揆によって豪農層の土地集積が否定され、彼らは自治的村落の指導者として「改宗」されたと指摘する。^⑦齋藤悦正は、慶応四年の下野世直し一揆の終息過程で、地域寺院が秩序回復に果たした役割を指摘する。^⑧いずれも興味深い指摘だが、運動後の社会状況に関しては副次的な検討にとどまり、そこで具体的に何がおこったのか、なぜ一揆後に豪農層が「改宗」を余儀なくされたのか、という問題が明らかにされていない。

一方、近代日本の地域社会をめぐる従来の研究では、豪農あるいは地方名望家と呼ばれる人びとに、大きな焦点が当てられてきた。「地域公共の利益」への貢献により民衆の合意を得ていく、地方名望家の支配を論じた筒井正夫、^⑨地域振興における名望家の役割を評価し、近世から近代へのスムーズな移行の側面に光をあてた高久嶺之介、^⑩近世近代移行期の豪農の性格を類型化し、その

一部に名望家としての要素を見出した渡辺尚志^①などである。しかし、以上の研究では農村社会における名望家たちの分析に重点をおいた結果、彼らがなぜ「名望家」たらざるをえなかつたか、という理由が、彼らを取り巻く地域住民の動向をふまえたかたちで、十分に明らかにされてはいない^②。

以上をふまえ、本稿の課題は以下のように設定したい。第一に、阿蘇一揆の終息直後における地域社会の状況と、そこで多発した火災、とりわけ「付ケ火」（放火）の性格を明らかにする。一揆で打ちこわしなどの被害に遭った戸長たちや富裕層は、その直後、いかなる行動をとっていたのだろうか。また、水野が指摘するように、一揆後の阿蘇谷地域では「付ケ火」が多発していた^③。近代移行期の放火行為が有する歴史的意義をめぐっては、鶴巻孝雄^④や牧原憲夫^⑤、さらに須田努^⑥の研究が存在する。とくに須田は、十九世紀に登場した「逸脱の実践行為」としての放火と、その暴力性に注目しているが、これについては再考の余地があるように思われる。本稿では、「付ケ火」という行為が、一揆後の地域社会で有した歴史的意義について考えてみたい。

第二に、富裕層のみならず、地域住民諸階層の動向や地域社会の変動を通じて生成される、近代移行期の地域秩序のあり方に注目する。奥村弘は、近世身分制の解体を経て、地域住民の地域社

会全体に対する責務の平等性が前提となり、有産者が負担をより多く負うという観念が生まれることで、初めて有産者秩序が機能すると論じる^⑦。奥村の議論は、有産者秩序の特質を近世身分制の解体との関連で論じた点で説得的だが、歴史事象の理論的な説明にとどまっておらず、具体的な有産者秩序の生成過程が明らかにされているわけではない。有産者秩序が当該期の具体的な地域社会

の変動を通じて、機能かつ定着していく具体的な過程の解明が必要であろう。阿蘇一揆後の地域社会の状況に関しては、後年の明治三十年代に次のような回顧がなされている。ここでは、

「明治十年―引用者註）阿蘇郡ニ在テハ地方暴民蜂起シ、乱暴狼藉ヲ極メタル為メニ、良民八家ヲ棄テ、東西ニ輾轉シ、非常ナル惨状ヲ極メ、其傷痍未タ癒ヘス、秩序尚全ク立タサルニ際シ、右山野改正ノ拳アリタルヲ以テ（明治十三年―割注^⑧）」と記されており、阿蘇一揆の三年後である明治十三年（一八八〇）でも、阿蘇郡では一揆の「傷痍」が癒えず、「秩序」が立たない状況だったとされる。もちろん、この表現には誇張の可能性もあるが、一揆を経て地域社会の秩序が混乱した可能性は非常に高く、かかる秩序が回復・再編されていく具体的な過程を、本稿では地域住民諸階層の動向に注目しながら検討していきたい。

① 佐々木潤之介「幕末社会論」（瑞書房、一九六九年）、同「世直し」

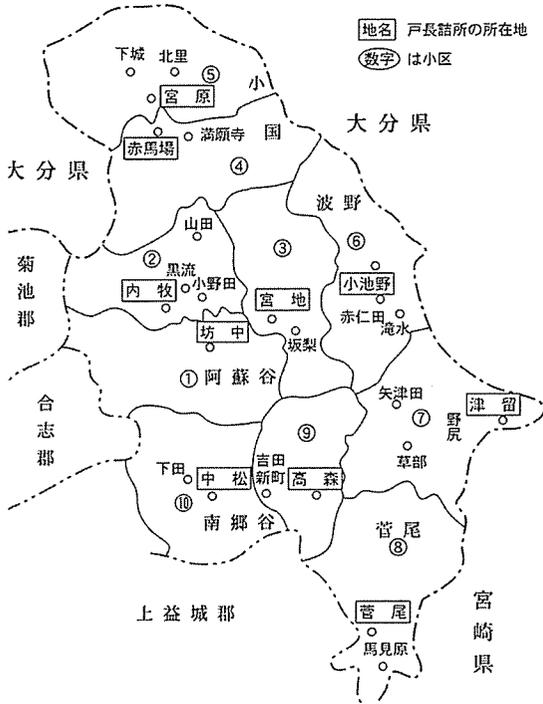
(岩波新書、一九七九年)。

- ② 藪田貫「得物・鳴物・打物」(同「国詠と百姓一揆の研究」校倉書房、一九九二年。初出は一九八二年、斎藤洋一「武州世直し」一揆のいでたちと得物)(学習院大学史料館紀要一、一九八三年)、保坂智「百姓一揆とその作法」(吉川弘文館、二〇〇二年)。
- ③ 保坂智「百姓一揆と義民の研究」(吉川弘文館、二〇〇六年)、林進一郎「義民をめぐる地域社会の相克」(信濃、六四―二、二〇一二年)、金井隆典「日本近代成立期における義民の『発見』と『主体』の形成」(『人民の歴史学』一五八、二〇〇三年)。
- ④ 水野公寿編「西南戦争期における農民一揆」(葦書房、一九七八年。以下、「水野書A」と略記)、同「西南戦争と阿蘇」(一の宮町、二〇〇〇年、以下、「水野書B」と略記)。
- ⑤ 水野書B一三八―一四一ページ。
- ⑥ 安丸良夫「民衆運動における『近代』」(同「文明化の経験」岩波書店、二〇〇七年。初出は一九八九年)。
- ⑦ 大石嘉一郎「日本地方行政史序説」(御茶の水書房、一九六一年)。
- ⑧ 斎藤悦正「下野世直しにおける民衆と地域秩序」(阿部昭・長谷川伸三編「明治維新期の民衆運動」岩田書院、二〇〇三年)。
- ⑨ 筒井正夫「農村の変貌と名望家」(坂野潤治他編「シリーズ日本近現代史」二 資本主義と「自由主義」岩波書店、一九九三年)。
- ⑩ 高久嶺之介「近代日本の地域社会と名望家」(柏書房、一九九七年)。
- ⑪ 渡辺尚志「近世村落の特質と展開」(校倉書房、一九九八年)、同編「近代移行期の名望家と地域・国家」(名著出版、二〇〇六年)。
- ⑫ 近代地方都市における一般民衆の「不穏」の動向が、地域支配層に「慈善」という対応を不可避にさせたという大川啓の議論は、本稿の問題意識と重なり非常に示唆的である(同「近代日本における『慈善』と『不穏』」『歴史学研究』八〇四、二〇〇五年)。
- ⑬ 水野書B一三八―一四一ページ。
- ⑭ 鶴巻孝雄「焼カル、モノハ不徳ナル者」(同「近代化と伝統的民衆世界」東京大学出版会、一九九二年。初出は一九八五年)。
- ⑮ 牧原憲夫「客分と国民のあいだ」(吉川弘文館、一九九八年)。
- ⑯ 須田努「悪党」の一九世紀」(青木書店、二〇〇二年)、同「語られる手段としての暴力」(『歴史学研究』八〇七、二〇〇五年)、同「幕末の世直し 万人の戦争状態」(吉川弘文館、二〇一〇年)。
- ⑰ 奥村弘「近代日本形成期の地域構造」(『日本史研究』二九五、一九八七年)。
- ⑱ 「熊本県阿蘇菊池両郡国原有野下戻追申書」(財団法人永青文庫所蔵熊本大学附原図書館寄託細川家文書(以下、「永青文庫細川家文書」と略記)、草稿本)。なお引用箇所は、地租改正時に官有地化された阿蘇・菊池両郡の山林原野の下げ戻しを求め、明治三十七年三月に両郡の町村長が連名で農商務大臣清浦奎吾に提出した下戻追申書の一節である。

一 阿蘇一揆の発生

本稿で分析対象とする熊本県阿蘇郡は、地理的に九州の中心付近に位置する。しかし、準寒冷地かつ火山灰土壌のため、明治十年当時の米の反当収量は、熊本県内で相対的に低く、煙草・茶種・茶など商品作物の生産がさかんにおこなわれていた。当時の総人口は六万四七〇九人、総戸数は一万三三六二戸であるが、旧熊本藩の金納郷士(寸志・在御家人)制度の影響により、当時の郡内には数多くの士族層(無禄士族)が存在していた。無禄士族

【図1】 阿蘇郡の一揆関係地図（明治10年）



*水野公寿『西南戦争と阿蘇』75ページより転載。

である。「日記」は、慶応二年から昭和初年の分まで現存しており、本稿で扱う明治前期は藤井一作が記述している。彼の父親である平作は、手永の幹部役人である山支配役を勤めた人物である。^④ 一作自身も、幕末から明治初年にかけて阿蘇郡内牧手永の唐物抜荷改方などを、また彼の弟である規平も、明治初年に坂梨手永の農業倡方を務めており、旧熊本藩時代、親子はそろって地方役人を務め、金納郷士（在御家人）としての格を有していた。^⑤ 宝暦期以降の熊本藩では、藩への献金（寸志）や、地方役人としての職務出精などに対する褒賞として、百姓・町人に苗字帯刀など諸種の身分的特権・格式を与える金納郷士制度が整備されており、藤井家も献金によって金納郷士になったと考えられる。とくに規平は、

は、旧金納郷士を中心として神官や阿蘇大宮司家の旧家来などで構成され、当時の阿蘇郡の総戸数のうち約一〇％（二三七六戸）を占めていた。^① 本稿で定点観測する阿蘇谷地域の坂梨町・宮地町（【図1】参照）は、前者が豊後街道の宿場町、後者が肥後国一の宮の阿蘇神社の門前町として、近世期に大きな発展をみせていた。明治十年時点で、坂梨町は人口一〇二人・戸数一九一戸、

宮地町は人口七六七人・戸数一七一戸である。当時は「大区小区制」のもと、阿蘇郡が熊本県の第十一大区であり、そのうち阿蘇谷地域は一・二・三小区にあたる。坂梨町・宮地町は三小区であった。なお、旧熊本藩時代の両町は、阿蘇郡坂梨手永に属した。^② 本稿で使用する主要史料は、坂梨町で酒造業を営んでいた藤井家（新俵屋）の日記（通称、「藤井日記」。以下、「日記」と略）^③

養子として藤井本家（本宅）の俵屋を継ぎ、維新後は民会議員・学務委員・戸長などを歴任するなど、明治前期の地域政治をリードした存在であった。

さて、「日記」の明治十年三月一日条には、阿蘇谷地域における農民一揆の発生について、次のように記されている。

未明今一ノ小区・二ノ小区百姓申合、富豪并役人目当打崩シ二来ル、大騒動、朝飯比ヨリ当区も加ル

阿蘇谷地域での農民一揆は、二月二十八日夕方の内牧町（第十一大区二小区）における打ちこわしを起点に、それが一小区・三小区へと波及するかたちで広がっていった。坂梨町で打ちこわしがおこなわれたのは、三月一日早朝からである。

水野公寿の研究^⑥によると、阿蘇一揆には阿蘇郡全体で九〇〇〇人弱が参加し、戸長・用掛など役人層に対しては学校寄付金や民費の徴収をめぐる不正疑惑の追及、旧熊本藩時代の手永財政に由来する郷備金などの下げ戻しなど、富裕層に対しては借金証文や質証文の破棄を要求する、集団交渉がそれぞれ展開された。阿蘇谷地域でも三三〇〇人強が参加し、家屋への激しい打ちこわしをともしつつ、集団交渉がおこなわれた。なお、一揆後に熊本県から打ちこわし被害の認定を受けた阿蘇谷の役人・富裕層の人物五八人のうち、三六人が旧金納郷士であった（約六二%）^⑦。藤

井一作・規平兄弟は、兩人ともに被害認定者の五八人には含まれず、打ちこわし被害にはあわなかつた可能性が高い。一揆勢の構成は、旧金納郷士の一部を含む中下層民が指導層となり、村方の小作貧農や町方の日雇職人層などの下層民が多くを占めたとされる。

阿蘇一揆がおこった二月末は、同月半ばに鹿児島で挙兵した私学校を中心とする薩摩軍が、熊本県内各地で官軍と本格的な戦闘を開始し、阿蘇郡にも進出していた時期であった。このように阿蘇郡での西南戦争と阿蘇一揆とは時期的に重なっており、水野はこの点に阿蘇一揆の特殊性を見出している。^⑧一方、一揆勢の行動自体に注目してみると、「役人退治万民之為」という文言など、戸長以下の役人層への強い反官意識が看取でき、小学校を破壊しようとした動きも確認される（ただし、役人の殺害はおこなわれていない）^⑨。官権力への嫌悪感の表明は、当該期の新政反対一揆と類似しているよう^⑩。熊本県では、明治七年から九年にかけて学校費などを筆頭に民費が大きく増加し、地域住民の不満は、行政の末端で徴税業務を担う戸長に向けられていた。阿蘇一揆は、官権力への強い不満を根底にもちつつ、西南戦争の影響による県の地方行政機構の崩壊を直接的な契機として発生した。

さて、激しい打ちこわしが行われた阿蘇谷地域では、一揆の発

生直後から、打ちこわしの被害にあった、もしくはその対象となる可能性をもつ役人や富裕層らが、家族を引き連れて、小国郷（第十一大区四・五小区）など周辺地域へと避難した。「日記」の三月二日条によれば、藤井一作の父母も泉水（大分県玖珠郡）まで避難している。阿蘇一揆は、薩摩軍の追討のために派遣された官軍（豊後口警視隊）が、三月上旬に大分県から阿蘇郡へと進出したこともあり、同月中旬ごろまでに鎮静化した。しかし、次の熊本県の探偵報告書を見ると、一揆の鎮静から一か月が経過した時期でもなお、同地では役人や富裕層らが不安定な状況下におかれていたことがうかがえる。

（前略）

一、党民ノ儀、一・二・三小区明家等ヲ捜シ、未ダ煩敷有之。
其他先平穩。

一、内牧・坂梨ヲ始メ、一・二・三小区内士族及豪富ノ面々
ハ、四・五小区内村町所々へ遁逃潜伏致候。

右者阿蘇郡内探偵之趣、前記ノ通二付、任便宜此段上申候也。

明治十年四月十三日午前十時 上妻 定

田中七等属（印）

熊本県高瀬飯庁御中^⑬

四月中旬の阿蘇谷地域（一・二・三小区）では、「党民」（一揆

参加者か）が富裕層らの「明家」などを探し、いまだに厄介な状況であること、一揆を受けて小国郷（四・五小区）に逃亡した同地の富裕層らが、なお「潜伏」を余儀なくされていたことがわかる。一揆の鎮静後も、地域社会は依然不安定な状況にあった。

前述したように、阿蘇一揆の鎮静化には、三月上旬以降の豊後口警視隊による阿蘇郡への進出が大きく影響していた。その後、阿蘇郡内の各地では旧金納郷士を中心とした役人や富裕層によって、探偵や物資の補給などで警視隊の後方支援をおこなう有志隊が結成されている。有志隊とは、小国有志隊がその心得書で、「朝廷に奉ずるの志ある者を募り、東京警視局の命令を蒙り、所柄人民を保護し、強盗・推借・附火等の難無之様との趣意」に基づくもの^⑭、と述べたように、警視隊の指示によって結成された側面を有していた。しかし、地域の有力者によつて構成された有志隊は、明確な指揮系統と厳格な規約などを備えた、あくまで自律的な組織であった^⑮。そして、「強盗・推借・附火等の難無之様」という心得書の文言が示すように、一揆後もなお不安定な状況が続く地域社会の秩序を、「有志」自身の手で回復しようとする意図をもっていた。阿蘇一揆との関連で述べると有志隊とは、鎮静後もなお警戒を要するとみた一揆参加者に対する、「有志」らにとつての「自衛組織」としての性格を有していたといえよう。

① 「無禄士族名簿 明治拾年」(県政資料八・九七、熊本県立図書館所蔵)。

② 手永は、平均三〇・四〇か村で構成され、近世中後期には独自の役所(手永会所)と財政(会所官銭など)をもち、惣庄屋をはじめとする百姓層出身の常勤役人によって運営されていた地域行政機構である。詳細は、吉村豊雄・三澤純・稲葉継陽編『熊本藩の地域社会と行政』(思文閣出版、二〇〇九年)を参照。

③ 阿蘇市教育委員会所蔵。

④ 「慶応三年 町在」(永青文庫細川家文書、目録番号一〇一三・一四)。

⑤ 「慶応二丁卯歳日記 藤井」(阿蘇市教育委員会所蔵、吉村豊雄「藩制下の村と在町」(一)の宮町、二〇〇一年)二六ページ。

⑥ 水野書A・B。

⑦ 郷備金については後述。農民一揆との関係をめぐっては、拙稿「近代移行期の地域資産をめぐる官と民」(『史林』九一・一六、二〇〇八年)を参照。

⑧ 拙稿「農民一揆と地方民会」(『ヒストリア』二二二、二〇〇八年)九三・九四ページ。

⑨ 水野書B一四ページ。

⑩ 同右八四・九二、一〇〇一・一〇二ページ。

⑪ 深谷克己「世直し一揆と新政反対一揆」(安丸良夫・深谷校注『民衆運動 日本近代思想大系二』岩波書店、一九八九年)。

⑫ 三澤純「維新変革と村落民衆」(渡辺尚志編『新しい近世史四 村落の変容と地域社会』新人物往来社、一九九六年)三五九・六一ページ。

⑬ 「事変西南之役・戦地探偵書二」(熊本女子大学郷土文化研究所編『西南役と熊本』(国書刊行会、一九八五年)一九五ページ)。

⑭ 禿迷廬『続小国郷史』(河津泰雄、一九六五年)二八三ページ。

⑮ 同右『続小国郷史』二八二・二八六ページ。

二 火災の多発と混迷する地域社会

熊本県内の大半が官軍と薩摩軍との戦闘状態から解放されて、県内各地の地方行政機構も回復しつつあった五月十五日、阿蘇郡における県の出先機関である内牧出張所は、県に宛てた上申書で以下のように述べている。

当十一大区ノ儀、過般戦争、及党民暴行、正副戸長以下用掛等ノ家屋破毀セラレ、住居難相成、或ハ恐懼ノモノモ有之、依テ心得方一変シ、入区不致ノミナラズ、辞職申立候者多ク、差向事務難被行……①

一揆による打ちこわしなどで、戸長以下の役人らは家屋を破壊されたほか、精神的なショックも受けたものもいた。そして周辺地域に避難した彼らのなかには、一揆の鎮静から二か月が経過した五月中旬の時点でも帰宅できず、退職を希望する者も続出しており、地域行政の大きな停滞をもたらしていた。なお、この上申書では、前の引用箇所が続いて「賊(薩摩軍)引用者註)ニ党与ノ者共、概略捕縛、続テ昨今暴民巨魁五百三十名ニ着手ノ積有之」とあり、これから警察とともに一揆参加者の逮捕に着手するといふ、出張所の意思が示されている。事実、阿蘇郡で一揆参加者の

逮捕が開始されたのは、五月二十七日であった。

ところで、その二日後の「日記」五月二十九日条には、「夜半、本宅借宅ヨリ火起り、其新宅焼失」と記されている。本宅（俵屋）たる藤井規平家の借家での火災の発生である。結論から述べると、これはその後一年以上におよぶ、不可解な火災の多発のはじまりであった。【表1】は、明治十・十一年分の「日記」で確認される、火災関連記事を抜粋したものである。これを見ると、明治十年の五月二十九日から翌十一年の六月まで、坂梨町や宮地町を中心とする阿蘇谷地域で、火災が断続的に発生していたことがわかる。

なかでも、注目されるのは「付ケ火」（放火）の存在である。「日記」の明治十年六月九日条には、「夜五ツ時分本宅萱ぐらゝ火起、柳作厩類焼、今夕二而四度之出火、いづ方も付ケ火之由、市中不穩候也」とあり、本宅などへの「付ケ火」が横行して、地域社会が「不穩」になっていく様相が克明に描かれている。

こうした火災の発生に対して、地域社会が手をこまねいていた訳ではない。「日記」の七月五日条には「隠居連六人見廻ニ来ル」とあり、旧金納郷士と推測される六人の「隠居連」が、防火のために坂梨町を見廻っていることがわかる。しかし、【表1】をみると、その後も八月から十一月にかけて、断続的に火災が発生し

ていたことが確認される。十月下旬と十一月初旬には二日連続で火災がおこっているが、折しも当時の新聞には、阿蘇郡宮地周辺では九月から「出火」が多いため、「村々にてハ見張番を置き、夜廻を嚴重にして夜分ハ通行の人も村送り」にしているが、それにもかかわらず十一月一日から十一日にかけて六度も「出火」があった、という談話が掲載されている。② 嚴重な夜廻りなどの対策がおこなわれたにもかかわらず、火災はあとを絶たなかったのである。実は、内牧町に設けられていた熊本裁判所内牧出張所において、阿蘇一揆参加者に対する判決が下されたのが十月二十九日、三十日であった。③ この十月末を前後した火災の集中は、水野公寿が指摘するように、裁判の判決内容に不満をもつ人物による放火であった可能性が極めて高い。④

さて、前述したとおり、阿蘇一揆直後の「放火多発」の事実について、最初に指摘したのは水野公寿である。⑤ 同氏の指摘は明治十年に限定されているが、【表1】からわかるように、「日記」で火災関連記事が最も多くみられ、かつその多くが「付ケ火」と特定されているのは、明治十一年である。以下、「日記」の同年の火災について具体的にみていこう。

同年三月、坂梨町では藤井規平たち有志の共同出資にもとづき、新たな小学校である公立隆成学校が建設された。⑥ 同町では、明治

関連記述（明治10～11年）

備 考	水野書（注）の論及
本 宅	○
	○
	○
「今夕ニ而四度の出火いづ方も付ケ火之由、市中不穩候也」	○
	○
	○
旧暦 7月15日・盂蘭盆	
	○
旧暦 8月15日	
	○
	○
	○
	○
本宅・「再度焼失」	
本 宅	
本宅・「再出火」	
本 宅	
「学校ニ付ケ火」	
「双方共ニ付ケ火之由」	
「當小学校ニおいて試験」の日	
本 宅	
付ケ火の犯人（新吉）逮捕	

9月21日)のみ。

【表1】「藤井日記」火事

年 月 日	火事	天候	火事の場所	本宅	付ケ火
明治10年 5月29日	○	曇	本宅借宅・新宅焼失	○	
6月 5日	○	半晴	嶋田屋・類焼 7軒		
7日	○	晴	上町石田善馬屋・類焼17軒		
9日	○	雨	本宅萱ぐら・柳作厩類焼		○
14日	○	晴	中町24軒焼亡		
8月16日	○	晴	中町屋敷		
23日	○	晴	石田多是宅		
25日	○	曇	下町徳七宅焼失		
9月21日	○	晴	藤新太郎宅		
10月 8日	○	晴	福原・竈 3軒焼失		
21日	○	晴	馬場村・竈 8軒焼失		
22日	○	曇	宮地陣ノ町		
11月 8日	○	晴	長崎屋厩焼失		
9日	○	曇	辻家入宅焼亡		
明治11年 1月11日	○	晴	本宅御新屋再度焼失	○	
1月17日	○	不明	「本宅」「出火」の記述有り	○	
3月11日	○	晴	内牧小野田村		
3月12日	○	晴	内牧山田湯浅列出火焼失		
3月14日	○	晴	坊中火事		
3月15日	○	晴	福原・竈 3軒焼亡		
3月25日	○	曇	本宅借屋初一列再出火	○	
3月27日	○	晴	本宅	○	○
4月 1日	○	曇	福岡市原理平太・竈2軒焼亡		
2日	○	小雨	油や庄平厩		○
8日	○	雨	吉田常熊宅厩・3軒焼亡・学校		○
19日	○	小雨	福原喜一郎厩		○
23日	○	晴	福原庄宅・古閑村		○
24日	○	晴	豆札		○
26日	○	曇	古閑村		
27日	○	曇	本宅旧場	○	○
30日	○	曇	宮地		
6月 6日	○	曇	平作おたづ井お□う借屋焼失		○
10日	○	曇	桑木儀一宅焼失		○
12日	○	美晴	浄信寺		○

* 「明治十年丁丑日録 藤井」「明治十一年戊寅日録 藤井」（阿蘇市教育委員会所蔵）により作成。

* 明治10年5月1日以前には火事の記述は見られず。明治11年6月13日以降の火事の記述は2件（8月21日・

注：水野公寿『西南戦争と阿蘇』140-141ページ。

六年六月に公立坂梨小学校が設けられていたが、農民一揆の発生で学校教育は中断を余儀なくされていた。ここで注目したいのは、隆成学校の建設と時を同じくして、「日記」における火災関連記事が、きわめて頻繁にみられるようになることである。【表一】

によると、三月は六件、四月は九件の火災発生が確認できる。加えて、三月二十七日以降の火災のほとんどは、明確に「付ケ火」だと認識されている。四月八日には学校自体に放火がなされ、四月二十四日の小学校での試験当日にも、坂梨町の近郊で火災が発生している。この時期の阿蘇郡における火災の異常な多発については、「其区内（第十一大区内）引用者註）、近来頻々火災有之」として、火災の原因は不明ながらも、「火元ノ取締方一層注意、且予防等之義村市申合せ、方法施設候様説諭」すべしと達した、第十一大区の区戸長あての県権令による三月二十一日付布達からも裏付けられる。^⑦

県下第十一大区阿蘇郡坂梨町八戸数凡百余戸あり。昨年五月以来屢々火出にて残り少なニ焼失せし故、其困窮云ふ迄もなく、家毎に不寝番して居る程なるが、いまだ何もの、所作とも知れず……

この史料は、「熊本新聞」四月二十八日号の記事である。前年五月以来の火災の頻発で、坂梨町では一〇〇余あった戸数のうち、

残りが少ないくらいに焼失し、困窮をきわめているという。もちろん、「残り少なニ焼失」といった表現には、記者による誇張の可能性もあるが、前年から坂梨町がおかれていた「不穏」な状況を看取することはできる。

こうした火災の多発が、「日記」で終息をみせるのは、六月中旬のことである。「日記」六月十二日条には、「今夕新吉浄行寺へ付ケ火いたし居を被見出、学校近辺二而蟻田善平合被差咎、於毛利宅付火白状いたし候由二而、翌日内牧之様差送二成ル、其後市在共二静謐也」とあり、坂梨町の浄行寺に放火した「新吉」が捕縛され、翌十三日に警察署があった内牧町に送られたことがわかる。新吉の詳細は不明だが、「日記」における無苗字の人名表記などを勘案すると、日記の作者（藤井一作）の顔見知りの人物、あるいは、同じ地域における富裕層の小作人であったことが想定される。

この新吉の捕縛後、「日記」には「市在共二静謐」になったと記されており、火災関連記事はみられなくなる。しかしながら、明治十年から十一年にかけて阿蘇谷地域における全ての「付ケ火」が、新吉による単独犯であったとは考えにくい。そこで次章では、一揆後の阿蘇郡における火災の性格について、より踏み込んだ検討を加えることにしよう。

① 「事変西南之役・要書綴五」（前掲『西南の役と熊本』一九六ページ）。

② 「熊本新聞」明治十年十一月十六日号。

③ 阿蘇一揆で、一揆参加者として裁かれた八八八六人の内訳は、兇徒聚衆犯二九名（全体比で〇・三％）、放火犯五人（〇・一％）、破毀櫓屋犯一七四三人（一九・六％）、附和随行犯七〇九人（八〇％）であった（水野書A二七四ページ）。十月二十九日に兇徒聚衆・放火犯、翌三十日に破毀櫓屋・附和随行犯へ判決が下された。

④ 水野書B一四一ページ。

⑤ 同右一三八―一四一ページ。

⑥ 坂梨校同窓会編『坂梨校百年誌』（一九七四年）二六―三〇ページ。

⑦ 「明治十一年 熊本県達 区戸長」（県政資料二二―二二二、熊本県立図書館所蔵。水野公寿氏の教示による）。

三 一揆後の「付ケ火」の性格

本章では、阿蘇一揆の後に頻発した火災（「付ケ火」）の性格について、「日記」などの記述をもとに詳しく検討し、その上で、近世近代移行期における放火行為の歴史的意義を論じた先行研究との関係について論じてみたい。

明治十一年の「日記」の記述をもとにした【表一】から、一揆後の火災について検討すると、いくつかの特徴がみえてくる。まず、火災にあった家の性格である。【表一】の「火災の場所」をみると、火災が発生、あるいは焼失した屋敷について、とくに

坂梨町では個人名（屋号）のレベルまで記載されている。一揆後に合計六回も火災にあった藤井規平の俵屋（本宅）は、坂梨町の富裕層の一つであった。さらに、十一年四月一日に火災にあった市原家は、阿蘇一揆の際に家屋を激しく打ちこわされ、最も破毀被害が重い「一等被害」の認定を、県から一揆後に認定されていた^①。一揆で打ちこわしにあった富裕層などの屋敷が、一揆の後も火災で被害を受けているのである。

また、同年三月十二日に出火した「内牧山田湯浅列」とは、山田村（二小区）に居住して阿蘇一揆の際に打ちこわされた、同小区の副戸長・用掛を務めていた湯浅政休・政義と推測される。同年四月八日に厩が焼失した吉田常熊の場合は、親族が西南戦争の際に探偵として官軍に協力したため、「賊」に殺害されるという経験を有していた^②。つまり、戸長などの役人層や官権力に協力的な人びとも火災にあっているものであり、阿蘇一揆の後も依然として、官権力に対する不満が、地域社会のなかに存在していたことが推察される。前述した、一揆後の小学校建設に協力していた藤井規平の屋敷がたびたび火災にあり、学校自体にも「付ケ火」がなされている事実は、こうした理解を裏づけるものだろう。

屋敷地のなかで出火、あるいは焼失した具体的箇所について、【表一】は興味深い事実を示している。そうした火元の場所

の記述がある場合、ほとんどが厩（馬屋、または萱ぐら）なのである。これは、火災自体の性格にかかわる重要なポイントであるが、この点は、先行研究との関係で後述することにした。

次に特徴としてあげられるのは、火災が発生した日付や間隔である。【表1】で詳しく確認すると、旧暦で七月十五日の盂蘭盆にあたる明治十年八月二十三日には、墓参して仏事をおこなっていた一作たちが、町内での火災の発生でいずれも帰宅を余儀なくされている。また、【表1】をみると火災は、二日連続あるいは一日置きの間隔で発生していることが非常に多い。こうした火災が発生した日付や間隔などを鑑みると、「付ケ火」とは明記されていない火災の多くも、実際はそれであった可能性が高いといえるよう。

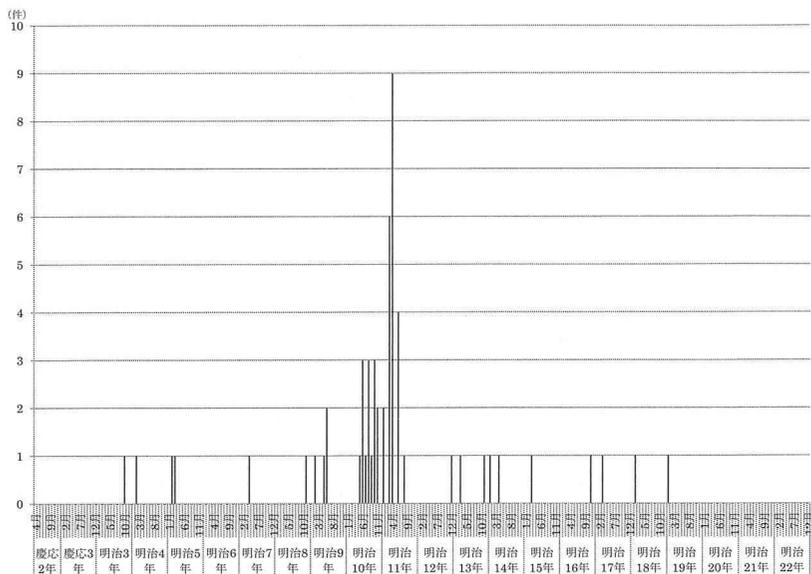
さて、近世近代移行期における放火行為の歴史的意義を、民衆運動との関係で体系的に位置づけたのは鶴巻孝雄である。鶴巻は、明治十年代の青森県で頻発していた放火が、「旧来の悪習」として問題視されていたことに注目する。彼は当該期の放火の意義について、社会的弱者の民衆が、富の社会的還元という本来の責務（「徳義」）を果たさない富裕層に対しておこなった、近世以来の制裁行為だと評価した。その後、牧原憲夫や大川啓の成果で、富裕層たちに放火を予告した「張り紙」などの存在は、明治中後期

まで都市・農村部のいずれでも確認されている^⑤。以上をまとめると放火行為とは、近世・近代の地域社会で富の社会的還元を富裕層らに促した、民衆的制裁の一つといえる。

こうした理解に、近世史研究の側から疑義を呈するのが須田努である^⑥。須田は、近世期の百姓一揆には放火の事実がないとして、制裁としての放火を十九世紀固有のものとした。また須田は、類焼をとまなう放火とは、不特定多数に拡散する暴力性・破壊性を元来有するものであり、十九世紀に領主―領民間における相互依存の関係が崩壊した結果登場し、秩父事件まで継続した、民衆の「逸脱の実践行為」と位置づける^⑦。以上の先行研究に対して、本稿の分析結果からどのような提起ができるのだろうか。幕末期からの阿蘇谷地域での「付ケ火」の歴史性をふまえて論じよう。

【図2】は、明治十・十一年の前後十年間（慶応二年から明治二十二年まで。但し、明治元・二年は欠）の「日記」でみられる火災件数を、棒グラフにしたものである。ここからも、一揆後の明治十・十一年が、他の時期と比べて突出して多いことがわかる。それでは、幕末から明治二十年代にかけて「付ケ火」の発生は、一揆後の時期以外では見られなかったのだろうか。実は、「日記」において明治十・十一年以外で唯一、「付ケ火」の記述がみられるのが、一揆が発生する前年の明治九年である。【図2】からは、

【図2】「日記」にみる慶応2年～明治22年の火災数

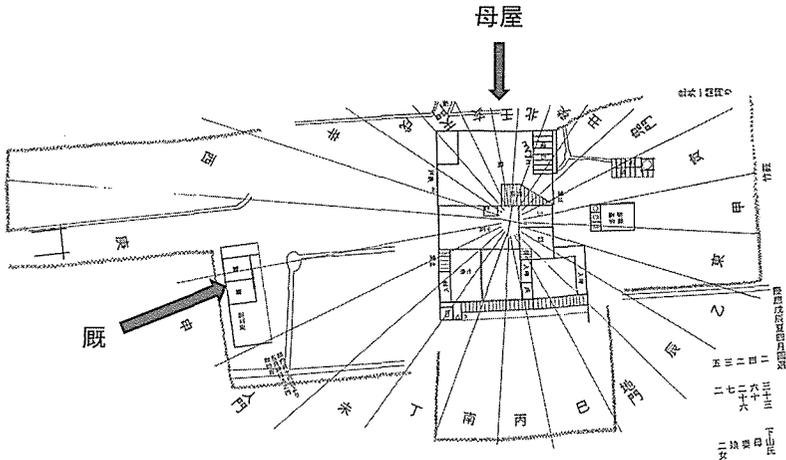


(但し、明治元年・2年の日記は欠)

同年は四件の火災件数が確認されるが、「日記」の同年六月十日条には、被害が一五軒におよんだ坂梨町での火災の発生が、同じく同月十八日条には、同町の富裕層である嶋田屋が「付ケ火」にあつたと記されている。なお、同年の火災に関しては、三月十五日付で内牧警察の出張警部から第十一大区の各小区戸長中宛に「失火予防」に関する通達が、七月十五日付で第十一大区中戸長惣代から県令安岡良亮宛に「火災予防之儀ニ付伺」^⑧が提出され、いずれも原因不明の「出火」に論及していることから、当時の阿蘇郡全体で火災が頻発していたことがわかる。さらに、三月の通達では火災の発生場所について、「熱レモ火根ハ不詳候得共、十二八九ハ能屋・厩舎発火之趣ニ相聞」と記している。火元の多くは「厩」で、一揆後の火災と共通していることから、明治九年のそれも「付ケ火」であつた可能性が高い。つまり「付ケ火」は、一揆を前後した地域社会で頻発していたと考えられる。

一方、阿蘇一揆では、例外的に「放火犯」として裁かれた一揆参加者五名が存在したが、一揆勢は全体として「盗るな、焼くな、殺めるな」という合言葉のもと、堅く規律化された運動を展開した。^⑩一揆勢は、富裕層らの家屋を打ちこわしても、火をつけることはなかった。一揆という集団行動では、放火は自律的に抑制されていたのである。逆に一揆前後の「付ケ火」では、その主体は

【図3】 近世後期熊本藩における惣庄屋の屋敷図



(熊本工学会編『平成12年度 八代郡鏡町下山家住宅 調査報告書』2001年)

「集団」ではなく、あくまで「個」にあり、放火への抑制は弱かったものと考えられる。

こうしてみると、幕末期からの状況、あるいは規律化された一揆とは異なり、一揆の前後、とりわけ一揆後に頻発した「付ケ火」とは、須田努が指摘する、従来の民衆運動からの「逸脱的行為」としての性格をうかがわせる。しかし、須田が強調するように放火とは、果たして暴力性に満ちたものであったのだろうか。

ここであらためて重視したいのは、一揆後の火災で、出火した富裕層の屋敷地内の具体的な箇所(厩など)の問題である。【図3】は、近世後期熊本藩で惣庄屋を務めた人物の屋敷図であるが、これを見ると厩の位置は住居空間の母屋と分離し、一定の距離があることがわかる。さらに建築学の結果によると、阿蘇谷地域の伝統的な屋敷地内の家屋配置では、敷地の奥行の広狭に関係なく、納屋(かつての厩・牛小屋)は南面する母屋の西側にあったという。つまり、【図3】での厩の位置は阿蘇谷地域にも該当し、住居空間(母屋)と厩は、やはり分離していたのである。

以上の屋敷地内における厩の位置を確認すれば、厩への放火とは、住居空間に危害を加える目的のものではなく、鶴巻や牧原らが指摘するように、富裕層に富の社会的還元を求める、制裁的な性格のものであったと考えられる。もちろん、貴重な家産である

馬や厩を焼かれることは、富裕層たちに精神的・物理的なダメージを与えるものであり、つけられた火が風向きなどの影響で、母屋に類焼することもあっただろう。【表1】での一揆後の火災で散見される、数軒にわたる世帯（竈）の類焼・焼失という事例は、須田が述べる放火の「不特定多数に拡散する危険性」に通じる部分もある。だが、あえて住居空間自体には火をつけなという事実こそが、放火行為の本質を考えるとときには重要ではなからうか。

刑法学の成果によると、英米のコモンロー（慣習法）での「放火」の定義は、住居に火をつけること^④であり、その定義に即すれば、一揆後の「付ケ火」はそもそも「放火」とも呼べないことになる。また、現代でも「現住建造物等放火罪」における住居性の判断については、困難な場合が多いという^⑤。須田は、十九世紀に放火が登場することで、人命を傷つけないという従来の百姓一揆の「作法」が崩壊すると論じるが、「付ケ火」の具体的な現場を確認すれば、むしろ「逸脱的行為」においても、人命に配慮するという従来の「作法」は放棄されていないと見るべきだろう。

管見の限り、一揆後の火災を記録した「日記」、あるいは行政史料群のいずれにも、火災による死傷者に関する記述がまったく見られない事実は、かかる論者の解釈を後押しするものと思われる。ただし、「付ケ火」自体にかかる「作法」があったとはいえ、

一揆後に類焼した火災が、地域社会に大きな混乱をもたらしたことも紛れのない事実である。また、近代移行期になぜ阿蘇一揆は発生し、一揆後の地域社会で「付ケ火」が頻発する事態になったのだろうか。本章では、近代移行期における一揆と「付ケ火」の社会的背景について探ることにしたい。

- ① 前掲「西南の役と熊本」一九〇ページ。
- ② 同右一九二ページ。
- ③ 水野書B一八一ページ。
- ④ 前掲鶴巻論文。
- ⑤ 前掲牧原書、前掲大川論文。
- ⑥ 前掲須田「悪党」の一九世紀、同「語られる手段としての暴力」。
- ⑦ 同右「悪党」の一九世紀一八二—一八三、二二—二三ページ。
- ⑧ 「明治九年一月起 布告編冊 第十一大区五小区」（阿蘇郡小国町教育委員会所蔵）。
- ⑨ 「明治九年 諸願届届編冊 第十一大区五小区」（阿蘇郡小国町教育委員会所蔵）。
- ⑩ 水野書B一八一—九二二ページ。
- ⑪ 建築学の大岡敏昭によると、近世における屋敷の建築は藩領ごとで相違しており（同「江戸時代 日本の家」相模書房、二〇一一年）、さらに厩の位置について山森芳郎の成果もふまえると、寒冷地では内厩舎、温暖地では外厩舎にある傾向がわかる（同「馬屋の研究」〔日本建築学会「学術講演梗概集 一九八八年度E分冊」、一九八八年〕。なお、熊本藩領の屋敷図（図3）は、藤本豊治氏（熊本大学文学部附属水青文庫研究センター）のご教示をえた。
- ⑫ 別所匠・大森洋子「阿蘇カルデラ内に立地する農村集落の屋敷地の

空間構成に関する研究」(日本建築学会九州支部研究報告)五三、二〇一四年。

⑬ 武田誠「放火罪の研究」(成文堂、二〇〇一年)。

⑭ 星周一郎「放火罪の理論」(東京大学出版会、二〇〇四年)。

四 一揆と「付ケ火」の社会的背景

前述のとおり阿蘇一揆では、富裕層や役人層への根強い不満のもと、打ちこわしをともなった集団交渉が展開された。さらに、阿蘇一揆は西南戦争による官軍(豊後口警視隊)の登場によって鎮静したこともあり、一揆の後も地域社会には、官権力やそれに協力的な富裕層への不満が存在し続いていた。こうした一揆や「付ケ火」の発生につながる地域社会内部の矛盾は、どのように醸成されていたのだろうか。ここでは、近年進展している熊本藩研究の成果^①をふまえ、近世後期から明治初年にかけて阿蘇郡の展開を、藩政の解体など当該期特有の問題を意識しつつ論じてみたい。

近世後期の熊本藩領で、広域的な地域行政機構として機能していた手永には、凶荒時の年貢補てんや貧民救済などを行う独自の財政として、各種の備からなる会所官銭などが設置されていた。

吉村豊雄や論者の研究によると、手永の責任者である惣庄屋たちは、こうした財政や富裕層からの献金(寸志)を元手に、低利で

貧農の借財の立て替えや質地の請戻しをおこなっていた。また、富裕層が質にとった貧農の土地を、領主への寸志という名目で権利放棄することもあり(捨方寸志)、その代償として寸志をおこなった富裕層には、前述のように藩から金納郷士としての格が与えられた。捨方寸志を斡旋したのは、惣庄屋である。こうした手永財政や金納郷士制度の存在で、小経営の維持は支援され、富裕層による大規模な土地集積は抑制される傾向にあった。^④

しかし、明治三年の藩政改革で手永制度は解体され、会所官銭などの財源(後に郷備金と呼ばれる)は藩庁に接収された。併せて、寸志・在御家人制度も廃止された。^⑤この手永制解体などの結果、旧藩時代と比べて地域行政がもつ貧民救済や非常凶荒への対応力は著しく低下する。^⑥明治十二年の狩尾区域(阿蘇谷地域)での連合村会議では、備荒貯蓄の新設が議案として提出されるが、旧藩時代に地方役人の経験をもつ議長の高朝は、「旧封建ノ政ハ、凶年備・貧民備等ノ称アリテ、毎年田畑ニ課シテ蓄穀、諸度ノ凶年はヲ以テ貧民ノ飢餓ヲ救フていたが、「維新ノ始メ右等ノ備穀ヲ廢セラレ、後三・四年ヲ経テ郷備金ノ設アリト雖モ、若国中凶荒ト唱フル時ハ、郡中幾千ノ人員ニ当算スレハ実ニ些少可歎ノ甚シキ者也」と発言している。^⑦松村は、凶年備や貧民備などが存在した近世後期と比較して、維新後に地域社会の備荒貯蓄

が弱体化したと、明確に論じているのである。

この備荒貯蓄の弱体化は、明治十年の阿蘇一揆の発生要因の一つとなった。一揆参加者の口供書によると、阿蘇谷地域の小野田村（二小区）では明治十年二月末に「村方窮民難渋」のため、有志たちが用掛を通じて、富裕層からの「借立米」調達を相談している。注目すべきは、借立米に関する一揆参加者の供述である。

そこでは、「窮民共無抵当ニテ金穀借用ノ節ハ、村役共ノ証印ニテ借受候儀、昔年ハ有之候趣兼テ承リ居候間、敢テ不都合ノ節ニモ有之間敷ト存シ」と述べられており、旧藩時代の手永・村を媒介とした富裕層からの「無抵当」での金穀借用が想定されていた。

つまり、一揆参加者たちは、旧藩時代のような行政機構を通じての救済を期待していたのである。しかし、その期待に応えうる制度は、すでに当時の地域行政から失われていた。この他にも、一揆参加者は区戸長らが管理する郷備金の争奪をおこなうなど、旧藩政の解体は、阿蘇一揆の発生に大きな影響をおよぼしていた。

さらに、阿蘇郡では明治七年から開始された、地租改正事業の影響も重要である。近世期の熊本藩領では無年季的質地請戻し慣行が存在していたが、こうした貧農層に有利な側面をもつ近世以来の土地慣行は、地租改正事業の過程で否定されていく。次にあげる史料は、地租改正事業が進行する最中の、明治九年当時の阿

蘇郡の世相をうかがわせてくれる。

阿蘇坂梨富永屋へ金を借用せんと云しども、品借にて多くかりそん、高歩を恐れてしりそぎ、三とせの間ハしのびたれども、此春ハきげんむかへのかれ難く、き元かたくしぜんと家を失ひ、諸領を失、身を建る所なく成行をかなしミテ

日歩に出させし事の始りの、元に戻りて今のくやしき
只やりぬ金ハ当座預け物、元にかへせや千早振神

有雄

（中略）

しんばふの堤を蟻にやぶられて、田畑も今ハ流しぬる哉

章政詠草^①

これは、阿蘇郡尾下村の石工として知られる甲斐有雄の備忘録に記された、有雄本人らの書付・和歌である。かな文字が多く読みづらい箇所もあるが、大意としては、坂梨町の富永屋に借金を申し込んだが、高利のために借りることができず、返済期限を迎えた同年春に、自らの家や田畑を手放すことになった人物について歎いたものである。富永屋は、同町を代表する豊後街道沿いの商家で、酒造業や質屋を営んでいた富裕層である。牧原憲夫は、地租改正で近代的土地所有権を獲得した富裕層が、村社会の共同的な規制から解放されて「私欲」を追求し始めたこと論じているが、

この史料からは、地租改正事業が進行中の阿蘇郡でも、牧原の指摘に近似する動向がみられたことがうかがえる。

旧藩政の解体による備荒貯蓄の弱体化、さらに前述のような富裕層の動向を受けて、阿蘇一揆に参加することになる下層民の成り立ちは、しだいに危機にさらされていったと考えられる。事実、阿蘇一揆において一揆参加者たちは、富裕層に対する集団交渉のなかで、質地証文・借金証文の返還や帳消しを強く要求している。廃藩置県後、地域社会・行政の備荒貯蓄や「御救」の喪失、さらに富裕層の「私欲」の解放という事態のなかで、官権力やそれに結びつくとみなされた富裕層への不満は蓄積されていった。このような近代移行期特有の社会的背景をもとに一揆は発生し、さらに一揆という集団が官の軍勢力を前に解体を余儀なくされたことで、官権力や富裕層への不満は解消されずに増幅され、一揆後、「個」による「付ケ火」が頻発する事態になったと考えられる。

- ① 前掲吉村他編『熊本藩の地域社会と行政』。
- ② 吉村豊雄「日本近世における評価・褒賞システムと社会諸階層」(同右吉村編書所収)。
- ③ 拙稿「十九世紀熊本藩領の地域行政機構と『零落村』管理」(静岡大学『人文論集』六三―二、二〇一三年)。
- ④ 『新熊本市史』通史編第四卷近世Ⅱ(熊本市、二〇〇三年。吉村豊雄執筆部分) 四四三ページ。

⑤ 拙稿「近世後期藩領国の行財政システムと地域社会の『成立』」(『歴史学研究』八八五、二〇一一年)。

⑥ 前掲拙稿「近代移行期の地域資産をめぐる官と民」。

⑦ 「明治十二年 阿蘇郡狩尾区域村会議記録」(『阿蘇町史』第三卷史料編〔阿蘇町、二〇〇四年〕二六二ページ)。

⑧ 水野書B八―ページ。

⑨ 前掲拙稿「近代移行期の地域資産をめぐる官と民」。

⑩ 三澤純「熊本藩明治三年改革と諸階層の動向」(長野通編『西南諸藩と廃藩置県』九州大学出版会、一九九七年。初出は一九九二年)。

⑪ 「寛(県からの達など)」(阿蘇郡高森町瀬井家所蔵品、整理番号一二五、熊本県文化企画課松橋収蔵庫所蔵)。

⑫ 前掲吉村「藩制下の村と在町」六九ページ。

⑬ 前掲牧原書七四―七六ページ。

五 一揆後の地域秩序の再編過程

それでは、一揆で破たんした地域社会の秩序は、多発する「付ケ火」を経た後、どのように回復・再編されていったのだろうか。ここでは、一揆後の地域秩序の再編過程を、一揆で大きな被害を受けた富裕層、一揆の指導層であった中下層民、一揆勢の多数を占め、「付ケ火」に深く関与したと考えられる下層民、という地域住民諸階層の動向に目配りしながら、論じていくことにしよう。阿蘇一揆の終息後、地域社会で火災が多発していた最中である明治十年八月、阿蘇谷地域を大きな暴風雨がおそった。当地に出

張中の県官が権令（富岡敬明）にあてた報告書によると、坂梨町では、風雨で仮屋を吹き飛ばされた窮民たちへの対応が喫緊の課題となった。その際、戸長や巡査とともに、「該地有志之輩」が四方へ奔走し、「禁食所」を設けて窮民らの保護にあたったという。県官は、窮民のために尽力する有志の「巨魁兩名」を賞しているが、実はその兩名とは、一揆で激しい打ちこわし（一等被害）を受けた、同町の富裕層である菅家（虎屋）と市原家（御茶屋）であった^②。打ちこわしの衝撃から五か月後、彼らは同町の有志らの中核となって、窮民の救済に従事していた。

前述のとおり阿蘇一揆では、地域社会における民費負担の増大や階層間の矛盾も大きな発生要因となっていた。こうした課題などは、一揆後の地域社会でどのように調整されたのだろうか。この観点から注目されるのが、一揆後の議会政治の展開である。

明治十一年十一月、阿蘇郡（第十一大区）では一揆後の地域社会の運営をめくり、大区会議が開催された。大区会議員は、財産制限によらない二五歳から六五歳までの男性・戸主一般から選出されているが、この会議では、郷備金に関する詳細な取り決めが注目される^④。郷備金は、前述のように旧熊本藩時代の手永財政に由来する資産であるが、明治七年以降は区戸長による一元的な管理下に置かれ、郷備金を「民有物」と認識する地域住民の不満を

惹起していた^⑤。一揆後の明治十一年六月、熊本県は郷備金の取り扱いを各大区の人民協議に一任すると布達し、従来の政策を転換する。これを受けた大区会議では、郷備金取り扱いに関する県宛の上申書を作成しているが、そこには郷備金を第九国立銀行に預けて利殖をはかる、その銀行の利子金で各学校費を補助する、などが記されている^⑥。つまり、郷備金を自主的に利殖し、それで大区内の民費負担を軽減することが決定されているのである。地域住民の負担軽減のための郷備金運用方法を定めることで、一揆で破たんした地域秩序の回復をはかる意図が推察される。熊本県の民費課則を参照すると、当時の学校費の徴収方法は地券代価と戸数の両半高割であったと比定され、郷備金による学校費の補助は、下層民の負担軽減にも効果があったと考えられる。

また、地方三新法の施行後である明治十二年六月、熊本県は「町村会規則并町村聯合会規則」を布達し、各地で町村会の開設が進められた^⑧。同年八月、阿蘇谷地域の狩尾区域でも連合村会議が開催されたが、注目すべきは選出された議員の性格である。彼らは、町村内に一年以上居住し、不動産を有する満二五歳以上の男性から選出されているが、【表2】の議員一覧からわかるように、全議員三三名のうち二二名（全体比で約三六％）が阿蘇一揆の参加者である。彼らの多くは、一揆の指導層であった中下層民

【表2】 明治十二年八月阿蘇郡狩尾区域村会議員の一覧

番号	村名	議員名	議長	地租十円以上 納入者 (明治十二年)	族籍	旧身分	明治初年の社会的地位	発言回数 (注)	一揆時の立場
1	的石村	家人平四郎		○	平民			1回(14)	
2	赤水村	菊池長作		○	平民			1回(14)	
3	狩尾村	早瀬倫太郎			平民			1回(14)	
4	狩尾村	坂梨平次		○	無禄士族(二代)	元郷士			
5	赤水村	島川利又			平民				
6	赤水村	日田三次郎			無禄士族(貫属)?	旧陪臣?		1回(14)	
7	車埴村	中村弥一郎			平民				
8	車埴村	岩村栄七			平民			3回(6)	
9	赤水村	西岡久平			平民			1回(14)	
10	車埴村	松村嘉四郎			平民			1回(14)	
11	赤水村	日吉安則		○	無禄士族(貫属)?	旧陪臣?		1回(14)	
12	跡ヶ瀬村	下原善七			平民			1回(14)	
13	赤水村	村上次太郎			平民				
14	狩尾村	阪梨有七			平民				
15	車埴村	松村圓平			平民			2回(10)	
16	狩尾村	上田重治			無禄士族(貫属)	旧陪臣		7回(5)	
17	狩尾村	吉良増蔵			平民			1回(14)	
18	無田村	村本善平			平民				

農民一揆後の「付ケ火」と近代移行期の地域秩序（今村）

書記	戸長	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
赤水村	狩尾村	赤水村	日新村	日新村	無田村	狩尾村	的石村	狩尾村	狩尾村	跡ヶ瀬村	赤水村	日新村	狩尾村	的石村	狩尾村	的石村
寺西徳茂	河瀬有綱	松村高朝	高橋常喜	松永常四郎	村本武八	佐藤九郎	山本彦次郎	山本勇平	吉良俊吾	杉嶋源次郎	中田作蔵	村森藤次郎	佐藤勝平	松本小一郎	坂梨甚蔵	山本惣七
		○														
○	○	○														○
無禄士族（世襲）	無禄士族（世襲）	無禄士族（世襲）	無禄士族（世襲）	平民	平民	無禄士族（一代）	平民	平民	平民	平民	平民	平民	平民	平民	平民	平民
元郷士	元郷士	元郷士	旧陪臣			元郷士										
	的石村用掛（明治十年）	日新村用掛（明治十年）	一小区用掛（明治十年）									日新村十戸長（明治十年）				狩尾村十戸長（明治十年）
			3回(6)	2回(10)		2回(10)	19回(1)		2回(10)	8回(4)		3回(6)		16回(2)	12回(3)	
	打ちこわし被害（三等）	打ちこわし被害（二等）	打ちこわし被害（二等）	参加（破毀牆屋）	参加（破毀牆屋）	参加（附和隨行）	参加（附和隨行）	参加（破毀牆屋）	参加（破毀牆屋）	参加（附和隨行）	参加（附和隨行）	農民一揆に協力	参加（附和隨行）	参加（附和隨行）	参加（破毀牆屋）	参加（附和隨行）

*「明治十二年 阿蘇郡狩尾区域村會議記録」（「阿蘇町史」第三卷史料編二五九―二七七ページ）、「熊本県兇徒犯審判書類」（熊本地方檢察庁旧蔵）、「明治十二年 布告編冊」（阿蘇郡小国町役場所蔵）、「無禄名録 第十一 大区」 県政資料八、一―一七 熊本県立図書館所蔵、熊本女子大学郷土文化研究所編「西再役と熊本」（国書刊行会、一九八五年）一九〇―一九一ページ、阿蘇町教育委員会編「資料阿蘇」第二集（阿蘇町教育委員会、一九八〇年）一四四―一五六ページから作成。なお、一揆参加者は網掛け部分で示した。

注：八月五―七日会議中での発言回数。但し、戸長・議長による発言、また、意見に同意などの発言は除く。（ ）内の数字は、発言数の順位を示す。

と想定されるが、一揆後に開設された阿蘇郡の町村会では、彼らのような一揆参加者が議員として当選し、かつて集団交渉や打ちこわしをおこなった富裕層と、議場で再び対峙していたのである。狩尾区域の連合村会議では、備荒貯蓄（凶年備）の新設という意見書が、議長の松村高朝から提出された。松村は、一揆の際に家屋を激しく打ちこわされ、「二等被害」を受けた人物である。^⑩

会議の議事録をみると、凶年備の負担方法をめぐって、所有する土地などの不動産を基準にすべきという松村らの意見と、戸ごとに貧富の等級を設定して賦課すべきという意見が、対立していることがわかる。ここで興味深いのは、後者の意見を支持した五名全て（佐藤勝・杉嶋・吉良・山本・佐藤九）が、一揆参加者であった事実である。結果的には、議員の多数決で前者の意見が採用された。しかしながら、採決後にも一揆参加者である的石村の山本彦次郎（表2）の28番）が、「利子金耳ミニシテ富、商法ヲ為シテ殖ル者ニ課セサル時ハ不公平也」と、多くの動産を蓄積した「富家」への賦課を主張し、「富家」には村々の見込みで課金することが追加で決定された。また、表2）の「発言回数」からわかるように、議会で積極的に発言したのは、その多くが一揆参加者であった。彼ら中下層民は、議会で議論をリードし、富裕層により多くの負担を要求することで、階層間の矛盾の是正をは

かっていたのである。そして、こうした一揆参加を経験した議員からは、的石村の松本小一郎（表2）の21番）のように、明治中後期には郡会議員にまで当選する人物も生まれていった。^⑪

さて、明治初年の学校をめぐっては、地域社会における学校費負担の増加が、阿蘇一揆の発生要因の一つとなり、一揆後には学校自身が「付ケ火」の対象にもなった。しかしながら、とりわけ坂梨町・宮地町の富裕層は、一揆で破たんした地域社会の秩序回復をはかる柱の一つとして、その後も学校教育を重視し続けた。

その背景には、学校教育の振興によつて、下層民らが一揆や「付ケ火」をおこなうことを防ぐ意図もあったと推測される。^⑫

それでは、一揆後の地域社会において、果たして学校の存在意義は変化したのだろうか。一揆後に家屋が合計六回もの火災にあった藤井規平（俄屋）は、明治十一年三月の隆成学校の建設に尽力するとともに、その後も同校の校務係や坂梨町の学務委員を歴任するなど、学校教育の振興に努めた。^⑬ また、明治十六年以降の宮地町では、前年二月に熊本区相撲町で開校した済々黉（佐々友房が創立者）をモデルとした、私学の含章黉を設立しようとする動きが、富裕層を中心に進められていった。

含章黉の開校資金は、地域社会の有志による出金で調達されている。その学校資金台帳に記されている有志の名前と出金した額、

農民一揆後の「付ケ火」と近代移行期の地域秩序（今村）

【表3】「明治十六年 親睦会学校資金台帳 宮地中通」に見る出金者一覧

番号	人名	出資金額	地租十円以上納 税者(明治十二年)	農民一揆の際の行動		加害側	鉄道建設に貢 献(注)	備考
				被害側	役職名			
19	家人伴孝	四五円	○				○	
18	山部伊十郎	三円				○(附和随 行)		死亡による線引き有り
17	家人惟重	三〇円	○			○(附和随 行)		
16	井手才一郎	一五円	○			○(附和随 行)		
15	佐伯操	三円五〇銭				○(附和随 行)		
14	小山弥七	一〇円				○(附和随 行)		
13	山口末高	六円				○(附和随 行)		
12	山口唯喜	二円				○(破毀牆 屋) 只喜か		
11	宮川経貞	一〇円				○(附和随 行)		
10	山口久喜	一円五〇銭				○(破毀牆 屋) 久記か		
9	宮川猛熊	一五円	○			○(附和随 行)	○	
8	井手義武	一五円	○			○(附和随 行)		
7	黒田小平太	四〇円	○		三小区戸長			
6	宮川直衛	三円			三小区用掛			
5	井手義敬	四〇円	○		三小区副戸長		○	
4	宮川経延	一五円	○		三小区用掛			
3	家人勝三郎	三円			三小区用掛			
2	佐伯水門	四五円	○					
1	栗林藤一郎	一五〇円	○(養父桂蔵)				○	

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
瀬田清三郎	宮川経任	田中文都	宮川又雄	嘉悦庄太郎	迫牧太郎	村山伊賀蔵	山口新作	室豊平	内田甚九郎	村田兵記	島井浅平	今村家重	野中与吉	宮川駿蔵	宮川浅	高宮為一良	吉田十平	宮川猪喜	北村杏春	岩下農夫也	野尻権則
三円	一〇円	六円	三円	三円	六円	三円	六円	六円	六円	五円	五円	三円	三円	五円	三円	六円	一〇円	一〇円	一〇円	四〇円	一五円
							○												○	○	○
																				○	

42	坂梨弥四郎	六円						
43	野尻真平	三〇円						
44	小山陸次	二五円						
45	田島敬之	三〇円	○				○	
46	市原武正	三円						
47	山口真志津	二円						
48	緒方吉平	五円						×印有り
49	宮川長記	三円						
50	中嘉太郎	三円	○					
51	菅杏郎	一五円						
52	川野幸一郎	五円						

* 「明治十六年 親睦会学校資金台帳 富地中通」（阿蘇市粟林家文書、阿蘇市教育委員会所蔵）、明治十二年 布告編冊一（阿蘇郡小園町役場所蔵）、熊本女子大学郷土文化研究所編「西南の役と熊本」（国書刊行会、一九八五年、一九九一、九二ページ）、「熊本県兇徒犯審判書類」（熊本地方検察庁旧蔵）、「九州日日新聞」大正七年一月二十六日号より作成。なお、網掛け部分は一揆参加者を示した。
注：阿蘇郡における鉄道誘致運動に尽力した人物たちの一覧（九州日日新聞「大正七年一月二十六日号」）に、記載がある人物。

そして彼らの一揆時などの行動をまとめたのが【表3】である。

この表をみると、まず一揆で打ちこわしの被害を受けた富裕層が、粟林家の一五〇円に及ぶ出金を筆頭に、多額の出資をおこなっていることがわかる。さらに注目されるのは、阿蘇一揆で指導層であった中下層民たちと想定される加害者側も、学校設立のため出金している事実である。こうした一揆時の立場をこえた出金とい

う事實は、一揆や「付ケ火」の対象とされた時期を経て、学校教育の意義が地域社会で一定の公認を得はじめたことを示唆する。

学校の振興に取り組む富裕層が、資力に応じて多額の私財を出資することで、一揆参加者であった中下層民もまた、富裕層たちと歩調をあわせていったと考えられよう。坂梨町でも、隆成学校から改称した坂梨尋常小学校に対して、明治三十五年に菅家

(虎屋) や市原家(御茶屋) によって学校林の建設がなされ、同四十一年には菅家より一〇〇〇円の学校資金が寄付された。^⑮

以上のように、一揆後の地域社会では、富裕層が中下層民と協同して学校教育の振興に取り組み、そのなかで多額の私財を拠出した。こうした富裕層の行動もあって、地域社会における学校教育は、しだいにその存在意義を公認されていったと考えられる。明治中後期になると学校を媒介とした富裕層による私財の提供はより活発化し、それはまさに「社会貢献」としてとらえられていく。有産者が地域社会全体の利益のために多くの負担をおこなうという有産者秩序は、阿蘇谷地域の場合、一揆ならびにその後「付ケ火」類発という、具体的な民衆運動を包括した地域社会の展開を経て、定着していったものと考えられよう。

- ① 「事変西南之役・雑書六」(前掲『西南の役と熊本』一九七一九九ページ)。
- ② 前掲『坂梨校百年誌』三二二ページ。
- ③ 拙稿「明治九年熊本県民会考」(熊本歴史科学研究会会報)五五、二〇〇四年)。
- ④ 「明治十一年 会議録 第拾壱大区」(阿蘇市粟林家文書、目録番号一〇四、熊本大学附属図書館所蔵)。
- ⑤ 前掲拙稿「近代移行期の地域資産をめぐる官と民」。
- ⑥ 前掲「明治十一年 会議録 第拾壱大区」。
- ⑦ 「新熊本市史」史料編第六卷近代Ⅰ(熊本市、一九九七年)二二二

一二二五ページ。

⑧ 「新熊本市史」通史編第五卷近代Ⅰ(熊本市、二〇〇一年)七一九一七二〇ページ。

⑨ 同右七二〇ページ。

⑩ 前掲『西南の役と熊本』一九〇ページ。

⑪ 前掲「明治十二年 阿蘇郡狩尾区区域村会議記録」。

⑫ 熊本県教育会阿蘇郡支会編纂『阿蘇郡誌』(名著出版、一九七三年、復刻版)二二二―二二九ページには、第一期(明治二十九年八月)から第七期(大正九年一月)までの郡会議員一覧が掲載されているが、松本は第六期(大正四年十月)に当選している。その他、第一期に当選の渡辺吉住も、阿蘇一揆の参加経験をもつ。

⑬ 一揆の発生原因を民衆の無知無学さに求め、再発防止の観点から教育の振興をはかる考えは、明治初年の知識人層に散見される。例えば、明治二(一八六九)年十一月に撰津三田藩では農民一揆が発生するが、藩主九鬼隆義と親交のあった福澤諭吉は、明治三年二月十五日付の九鬼宛書簡で、「彼等之挙動ハ大抵是等之拙策ニ出候義、無知無学之致す処、如何ともすべからず。今此貧民を救わん之策ハ、金を与るよりも、知恵を附与する方可然哉ニ奉存候」(慶應義塾編『福澤諭吉書簡集』第一巻(岩波書店、二〇〇一年)と、一揆後の教育振興の必要性を強調している。実際、坂梨町の隆成小学校で使用された教科書には、明治十―十三年刊行の『西洋品行論』(スマイルズ著・中村正直訳)全二冊など、西洋思想に基づく教育実践をうかがわせるものが多く存在する(二の宮町史 史料目録「二の宮町教育委員会、二〇〇二年」五一―五二ページ)。

⑭ 藤井和洋編『藤井家系譜』(私家版、一九九四年)六九―七〇ページ。

⑮ 「明治十六年 親睦会学校資金台帳 宮地」(阿蘇市粟林家文書、阿

蘇市教育委員会所蔵。

⑬ 前掲『坂梨校百年誌』三一―三二ページ。

六 近代地域社会における「付ケ火」と富裕層

最後に、阿蘇一揆の直後に類発した「付ケ火」のその後の展開と、それや一揆の記憶が富裕層にいかなる影響を及ぼしたかについて考察したい。

明治十年代の熊本県では、松方デフレの影響で明治十五年末から米価の下落がはじまり、貧民の増加や窃盗など犯罪の急増が、新聞紙上で大きく取り沙汰されるようになる。^①松方デフレの影響は、阿蘇郡でも例外ではない。同郡では、明治十二年時に地租一〇円以上納税者が一〇三三人^②であったが、十八年時には五六六八人^③まで減少しており（十二年時と比べて約四三％の減少）、土地所有の点で急激な階層分化が進行したことがわかる。かかる事態を考慮すると、富裕層に富の再分配を要求した「付ケ火」が、当時の阿蘇郡で再びおこった可能性が、容易に推測されるだろう。実際、明治十六年四月の小国郷での連合村会議では、「失火」の多发を受けて、次のような取り決めが行われている。

明治十六年四月十一日稜書

一、火ノ元入念候様トノ義ハ追々相違置候処、近来失火之多

キ事実ニ可驚之次第二テ、火起ハ悉ク馬家ヨリ発火、原因相分不申、盜賊等ノ所業トモ相見不申、到底不注意ヨリト被考、為ニ家産ヲ失候様第二付、此際火用心弥以注意有之、火番廻等一際嚴重ニ致候様取計可申候^④

この史料からは、当時の小国郷で「馬家」（厩）を火元とする原因不明の火災が、「可驚」ほど発生していた事実がわかる。史料では、火災の発生を家人の「不注意」によるものと論じるが、火元が「馬家」である点から、それが「付ケ火」である可能性が高いことは言うまでもない。松方デフレ期の小国郷では、やはり「付ケ火」が多発していたのである。

しかし、前掲した【図2】をみると、「日記」での火災件数は一揆直後の明治十・十一年をピークに、その後の明治十年代では、ほとんどみられない。つまり、松方デフレ期にもかかわらず、藤井一作が居住する坂梨町周辺での火災発生は確認できないのである。これは、一揆直後の状況と比べたとき非常に興味深い。松方デフレ期の坂梨町では、富裕層による何らかの富の再分配措置がおこなわれていた可能性があるだろう。富裕層らの対応などの条件で、「付ケ火」の状況には地域差が生じていたものと推測される。

さらに注目されるのが、明治二十年代の「付ケ火」に対する社会の認識である。明治二十一年二月には、阿蘇谷地域の内牧村に

おける「放火流行」を報じた、次の新聞記事が報道されている。

○阿蘇通信（一月三十日發） 放火流行 阿蘇郡内牧村には

昨冬来追々市内に放火をなすものありて、殊に客年十一月十六日・本月廿八日の両夜は消防の効なく遂に数戸を延焼せり、

右は何等の所為にや判然せざれども、同村にては近年一個の

悪風ありて、非道の高利貸をなすものあるより、右等の爪牙

に罹りしもの、の憤懣の所業にや、高利貸の家は何れの夜に焼払うへし杯と無名の張り紙をなすことも度々ありて、前記

廿八日の夜の如きは二ヶ所に放火せしも一ヶ所は幸ひに大事

に至らざりき、然るに右一ヶ所の罹災者の如きは素より平生

貸方等をなすものにもあらず、其他近隣も皆農家のみにて、

多くは貸すより借るもの、みなるに何の為にする処ありて然

るにや……^⑤

ここで重要なのは、放火という行為とは、「非道の高利貸」の被害にあつた債務者がその「憤懣」からおこなうもの、と解釈されている事実である（棒線部）。近年の内牧村では、そうした放火が「一個の悪風」として定着しているという。さらに記事の後半では、一月二十八日の放火での罹災者が金貸しては無いにもかかわらず、火災の被害にあつたことを同情的に論及している。以上の記事からは、近隣で放火が発生した場合、たとえ被害を免れ

たとしても、放火発生という事実自体が、富裕層（高利貸）の社会的責任を問うものになりえたことがわかる。つまり、放火をもたらしただ原因と認識された場合、富裕層は自らの行動に対する自省を、地域社会から求められることになつたのである。

こうした富裕層と、小作人との関係を象徴的に示すのが、後年の明治三十年代後半に作成された、「町村是」における「地主と小作人の関係」である。「村是」が、村政を担う富裕層を中心に作成され、また文章自体も郡単位などでマニュアル化された箇所が多い点などは留意する必要がある。しかし、阿蘇郡で特徴的なのは、その多くに「徳義」の文言があげられている点である。一揆直後に「付ヶ火」が横行した、坂梨村の「村是」（明治三十五年作成）によると、同村の地主・小作人の関係では「徳義の制裁」が重んじられ、地主側は多額の費用を必要とする小作地の畦・堤防の修繕や殺虫剤の費用負担、凶作時の小作料減免や中等以下の畑地での折半小作をおこない、ゆえに小作人側も納期に滞納することは稀で、両者間での紛争もなかつたという。^⑥つまり、富裕層（地主）は小作人に対して、「徳義」の名のもとに富の社会的還元や、凶作時のリスクを負担し、小作人もそれに応じていたのである。口伝によれば、明治中期以降、多数の小作人を有した大地主の宮地町の栗林家（角屋）、坂梨町の菅家（虎屋）の生

活は、儉約・勤勉・謙讓などの通俗道徳的な規範に基づき、年に一度は小作人を自宅に招き、彼らを上座に置き酒食をふるまうたという。^⑦

このように「徳義」を重んじ、通俗道徳的であつた富裕層の行動の有力な背景には、地域リーダーとしての自意識とともに、地域社会から求められた「あるべき富裕者」像を破ったときに向けられる、自宅への打ちこわしや「付ケ火」への危惧があつたと考えられる。実際、阿蘇一揆で打ちこわしにあつた富裕層の家屋では、一揆の際に鉋などで傷つけられた柱が、そのままの形で後年まで残されていた事例が多い。^⑧これは、富裕層がかつての一揆で受けた不名誉な制裁を記憶する象徴として、地域住民への反省的な意味を込め、あえて残し続けたものではなからうか。

また、「付ケ火」自体は暴力・殺傷を目的としたものではなかつたが、火災で家産を失うことは富裕層にとって大きな物理的・精神的なダメージをもたらすもので、かつ前述したように、地域社会からは批判的な眼差しを向けられかねなかつた。何より、「家を焼く」という制裁を受けることで、地域社会での彼らの名誉は大きく傷つけられただろう。一揆とその直後に「付ケ火」の頻発を経験した富裕層は、その忘れがたい記憶とともに、依然として地域社会に潜在し続ける「付ケ火」の存在によって、以後も

行動を規律化されていたのである。

- ① 前掲『新熊本市史』通史編第五卷八五九―八八七ページ。
- ② 「明治十二年 布告編冊」（阿蘇郡小国町教育委員会所蔵）。
- ③ 「尾崎議官出張之節取調書類二 明治十八年」（公文類纂三七―二、熊本県立図書館所蔵）。
- ④ 「明治十六年四月 惣代会議一卷 宮原村別役場」（阿蘇郡小国町教育委員会所蔵）。
- ⑤ 「九州日日新聞」明治二十一年二月三日号。長谷川栄子氏のご教示による。
- ⑥ 「阿蘇郡坂梨村是」（一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター所蔵「郡是・町村是資料マイクロ版集成 熊本県一」九善、一九九九年）。
- ⑦ 平成十五年十一月、嘉悦渉氏（旧一の宮町史編纂室事務局長）から聞き取り。
- ⑧ 例えば、水野書B九五ページ、『阿蘇町史』第一巻通史編（阿蘇町、二〇〇四年）四四六ページなど。
- ⑨ 中世社会の事例であるが、犯罪者の住宅はすべて焼却すべきとされ、実際に住宅放火が行われていた事実は、本稿での「付ケ火」被害者の心性を考える上でも示唆的である（勝俣鎮夫「中世の家と住宅検断」『同「中世社会の基層をさぐる」山川出版社、二〇一一年』）。この点に関しては、湯之上隆氏のご教示を得た。

おわりに

本稿では、明治十年の阿蘇一揆終息直後の社会状況を明らかにし、そこで横行した「付ケ火」の歴史的性格や、一揆型の運動を

経た近代移行期の地域秩序の展開過程を論じた。最後に、本稿で明らかにした成果と、それをふまえた展望を簡単に述べておこう。

一揆が終息した直後の阿蘇谷地域は、非常に不安定な社会状況に置かれていた。一揆の再発を恐れて、富裕層や村役人たちは自宅にすら戻れない状況が続き、さらに不可解な火災（「付ケ火」）の頻発によって、地域社会の混乱は深まっていた。明治十・十一年の「付ケ火」被害の多くは、官権力との親和性が強い役人層や富裕層の自宅であり、当該期には前後の時期と比べても異常な数の火災が発生した。「付ケ火」は、それ以前の時期や阿蘇一揆の際には、ほとんどみられなかったもので、官権力への強い不満を示すとともに、地域社会の富裕層に対して富の社会的還元を要求するものであった。ただし、一見すると規律化された民衆運動からの「逸脱的行為」にみえる「付ケ火」であったが、その火元とされた場所（厩）は、住居空間（母屋）とは一定の距離があり、暴力や殺傷を目的としてはおらず、むしろ人命に配慮した地域社会における制裁としての性格を有していた。すでに、日本近世の民衆がすべての武器を領主権力に没収されていたのではなく、民衆たちは刀や鉄砲などを手元に持ちながら、その使用をかたく自制していた事実が知られているが、本稿で取り上げた「付ケ火」もまた、その根底では近世の民衆運動が有した「人命を傷つけない」という「作法」を、とりわけ地域社会の内部で継承していたものと評価できる^②。

また、一揆や「付ケ火」の被害に遭った富裕層は、一揆後の地域社会で富の社会的還元を積極的におこない、一方で一揆を指導した中下層民たちも、議会政治の展開のなかで「政治復帰」を遂げて、町村議会の場で富裕層と対峙した。さらに明治十年代後半になると、富裕層と中下層民の協同のもと学校教育の振興がはかられ、有産者が地域社会全体の利益のために多くの負担をおこなうという、近代的な有産者秩序が機能・定着していった。明治維新により藩政が解体され、いったんは富裕層による「私欲」が解放されたのだが、阿蘇一揆ならびに一揆直後の「付ケ火」を経験することで、富裕層たちは地域社会における富の社会的還元や「徳義」の重要性を認識し、その後も彼らの行動は規律化されていった。こうした富裕層を中核とした、いわゆる「温情主義」的な地域秩序は、中林真幸が指摘するように、労働過剰社会から労働稀少社会へ移行し、従来の農村社会秩序が動揺する第一次世界大戦後^③までは、少なくとも継続したものと考えられる。

つまり、農民一揆が「敗北」して、一揆型の運動が事実上不可能になった後も、「勝者」側にある富裕層の強圧的な地域支配が可能になったわけでは決してなかった。富裕層は、一揆後も潜在

し続ける「付ケ火」のような民衆運動のもと、地域社会で「名望家」たらねばならなかったのである。

① 例えば、藤木久志『刀狩り』（岩波新書、二〇〇五年）。

② この点は、比較史的にみた近世・近代日本の民衆運動の特徴を考える上で、重要な論点となろう。中国史研究者の小林一美は、世直し一揆を含んだ江戸時代の百姓一揆を、明清中国における反乱・騒擾と比較した場合、その小規模さと律儀さに驚かざるをえないという、興味深い指摘を行っている（同「日本と中国の国家・社会・文化の比較史的考察」〔神奈川大学人文学研究所編「歴史と文学の境界」勁草書房、

二〇〇三年）。

③ 中林真幸「日本資本主義論争」（杉山伸也編『岩波講座「帝国」日本の学知 第二卷「帝国」の経済学』岩波書店、二〇〇六年）。

〔付記〕 本稿の作成にあたって、嘉悦渉氏・西原稔氏・長谷川栄子氏・藤本豊治氏・水野公寿氏・湯之上隆氏に大変お世話になった。末筆ながら深く御礼申し上げる。なお、本稿は二〇一〇～一四年度の日本学術振興会科学研究費補助金（若手研究B）による成果の一部である。

（静岡大学人文社会科学部准教授）

Incidents of Arson, *Tsukebi*, Following Peasant *Ikki* and
Local Social Order during the Transition to the Modern Period:
The Case of Aso-gun in Kumamoto Prefecture

by

IMAMURA Naoki

Research on people's movements in early modern and modern Japan is a field of history that boasts a vast number of research studies that have been composed from the pre-war period until today. Nevertheless, in comparison to studies dealing with the movements themselves such as *ikki* and popular disturbances, the number of studies focusing on the situation after an *ikki* or similar event had subsided has been extremely limited. In this article, I consider the problem of how order in villages and local societies that had been shattered in *ikki* and similar events was restored and reorganized, chiefly examining the character of a local society after an *ikki*. The specific object of my analysis is Aso county in Kumamoto prefecture, where a large-scale peasant *ikki* (known as the Aso *ikki*) occurred in Meiji 10 (1877). First, I elucidate the circumstances of local society immediately after the *ikki* had subsided and the nature of the frequent incidents of arson, *tsukebi*, that occurred during the period. Next, I trace the process of reorganization of local society during the period of transition from the early modern to the modern period and consider the historical significance thereof. This effort will likely be significant in producing a portrait of a local society that showed 'continuity' before and after the *ikki*. In addition, regarding recent studies of acts of arson during the period of transition to modernity, there has been a tendency to emphasize its 'deviation' from modern people's movements and its 'violence,' but in this article I make a critical evaluation of this position by carefully examining the reality of *tsukebi*.

In Aso-gun immediately after the *ikki* had subsided, the situation remained unstable as many village officials who had been harmed during the *ikki* hoped to resign their posts and the wealthy class who had also suffered injury were unable to return to their homes. Furthermore, when the authorities began arrests for participation in the *ikki*, inexplicable fires

(*tsukebi*) targeting the homes of village officials and the wealthy class frequently erupted thereafter and lasted for more than a year. As such *tsukebi* had seldom been seen prior or during the Aso *ikki*, they indicate a strong dissatisfaction with government authorities and those associated with them and also a demand on the wealthy for a social restoration of the wealth of local society. However, these *tsukebi* that seem at first glance to be “deviant acts” that departed from the modern people’s movement that had grown orderly, were not intended to incite violence or cause bodily harm as the sites (stables) that are thought to be the origin of the fires were spatially removed from the living space, the *moya*, and they instead showed consideration for human life and their character was that of a check on local society.

Thereafter, the wealthy who had suffered from the *tsukebi* and the Aso *ikki* became actively involved restoring social wealth in projects to help the poor and the like in local society after the *ikki*. On the other hand, the middle and lower class members who had once been the leaders of the *ikki* made a political return with the development of the local legislatures under the new system of three branches of government where they opposed the wealthy in the legislative arena. Moreover, in the latter half of the decade of Meiji 10, public school education was promoted with the cooperation of wealthy and middle and lower class in Aso-gun, the productive sectors shared many burdens for the benefit of all in local society, and the modern social order of productive classes began to function and became fixed. With the abolition of feudal domains as a result of the Meiji Restoration, restraints on ‘private desire’ of the wealthy class were loosened for a time, but with the experience of the Aso *ikki* and the *tsukebi* immediately thereafter, the wealthy class recognized the importance of justice and social restoration of wealth in local society and thereafter their actions became more restrained. It can be surmised that the so-called “moderation” of local society, whose core was the wealthy class, continued at least until the end of the First World War.

In short, although peasant *ikki* had met with “defeat” and thereafter *ikki*-like movements become impossible after Meiji 10, it was clearly not the case that an overbearing rule by the wealthy “victors” over local society had become possible. Under the people’s movement in which *tsukebi* lingered in latent form after the *ikki*, the wealthy class had to learn to act as “distinguished leading families” in local society.